

第1条（本規約の目的）

本規約は、特定非営利活動法人くまもとインターネット市民塾（以下「市民塾」という）の会員制度や会員に適用される規則、ならびに会員による講座の運営規則等を定めることを目的とします。

第2条（会員種別）

市民塾の会員種別は、入会目的により正会員と賛助会員の2種とします。

(1) 正会員

市民塾の目的に賛同して入会した個人及び団体。

以下の条件に該当する場合は、正会員として入会していただきます。

- ・市民塾で講座を開設する講師の方
- ・市民塾で開設される講座のコーディネーターやアシスタントを担当される方
- ・市民塾の運営に参画していただく方
- ・市民塾の運営に対する助言や指導を行っていただく方

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

正会員の条件に該当しない場合は、賛助会員として入会していただきます。

2 正会員は、市民塾における特定非営利活動促進法上の社員とし、会員総会への参加と議決権を有します。

第3条（入会形態）

市民塾の会員（正会員・賛助会員）は、入会形態により、それぞれ個人会員と法人・団体会員の2種に分類します。

第4条（入会の申し込み）

市民塾への入会を希望する場合は、市民塾の定款ならびに本規約を承認し、入会申込書により市民塾への入会を申し込むこととします。

第5条（入会の承認）

市民塾の会員は、入会希望者のうち、理事長が承認した個人及び団体とします。

2 理事長は、次の事由がある場合は入会の承認を行わない場合があります。

- (1) 過去に会員資格を取り消された者からの申込があった場合
- (2) 入会申し込みにあたり、記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 入会の承認を行わない正当な理由がある場合

第6条（入会金、年会費、及び払込方法）

市民塾の入会金と年会費は、次に掲げる額とします。

(1) 入会金

正会員（個人）	2, 000円
正会員（法人・団体）	20, 000円
賛助会員（個人）	2, 000円
賛助会員（法人・団体）	20, 000円

(2) 年会費

正会員（個人）	3, 000円
正会員（法人・団体）	30, 000円
賛助会員（個人）	1口 3, 000円（1口以上、何口でも可）
賛助会員（法人・団体）	1口 30, 000円（1口以上、何口でも可）

2 入会を認められた申込者全員に入会承認通知証及び入会金・年会費請求書を送付します。

3 年会費の1年とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とします。

4 入会月が10月から翌年3月までの場合は、年会費の半額を支払うものとします。

5 年会費の払込は一括払いのみとし、請求書受取後払込期日までに指定口座へ入金するものとします。

6 学生の正会員（個人）については、入会金および年会費を半額とします。

第7条（eラーニング講座の開設）

正会員は、市民塾のウェブサイト上でeラーニング講座を開設することができます。

(1) 個人会員

入会により、自身のeラーニング講座を同時に1講座まで開設し運営することができます。また、講座追加開設オプションを申し込むことにより、2講座以上のeラーニング講座を開設することができます。

(2) 法人・団体会員

入会により、法人・団体会員主催のeラーニング講座を同時に3講座まで開設し運営することができます。また、講座追加開設オプションを申し込むことにより、4講座以上のeラーニング講座を開設することができます。

2 講座追加開設オプションの価格は、次に掲げる額とします。

個人会員：2,000円／1講座 法人・団体会員：6,500円／1講座

第8条（会員資格の発生）

入会を申し込んだ個人及び団体は、申込者に入会承認通知証が到着し、かつ市民塾の事務局が年会費の入金を確認できた時から会員資格を有します。

第9条（変更の届出）

会員は住所その他市民塾への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届け出を行うこととします。

第10条（会員資格の更新）

会員の資格喪失がない限り、毎年4月に当年度会費請求書を発行し、払込期日までに年会費の入金が確認できた時をもって、会員資格を自動的に更新します。

第11条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失するものとします。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第12条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

第13条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長の権限により、これを除名することとします。

- (1) 市民塾の定款またはこの会員規約に違反したとき
- (2) 市民塾の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとします。

第14条（情報の削除）

市民塾の講座を通じて、以下のような内容の情報提供や投稿が行われた場合、市民塾は、会員に事前の通知、承諾なく情報を削除することができるものとします。

- (1) 法令の違反など
法令に反する内容、および犯罪行為を惹起するおそれのある内容
- (2) テーマからの逸脱など
各講座のテーマや目的から著しく逸脱した内容。
- (3) 誹謗中傷など
市民塾、会員、受講者、その他第三者等を誹謗中傷する内容、および経済的・精神的損害を与えるもの。脅迫的なもの、公開意見書、公開質問状など扇動を目的としたもの。名誉毀損および侮辱にあたるもの。

- (4) 宣伝・勧誘行為など
 広告・宣伝など商業的目的のもの。マルチ商法に類するもの。特定の宗教や政治的党派への勧誘を目的とする内容を含むもの。（ただし事務局の判断により、講座の趣旨にあった宣伝を認める場合があります。）
- (5) 不快感や迷惑を与えるものなど
 他人に著しい不快感を与える内容および罵声雑言。
 他人を威迫・脅迫する内容を含むもの。他人に誤解や不快感を与えることを目的とした名前やニックネーム、タイトルを使用したもの。
- (6) 成りすましなど
 他人に成りすましたり、他の会社等の組織の代表を名乗ったり、または他の人物や組織と提携、協力関係にあると混同されるような名前やニックネーム、タイトルを使用したもの。自作自演や意図的に意見の誘導や混乱を引き起こすことを目的としたもの。
- (7) 知的財産権の侵害など
 著作権、商標権、意匠権、肖像権等の知的財産権およびプライバシー権、名誉等、他人の権利を侵害、または侵害を助長する内容をふくむもの。
- (8) 個人情報やプライバシーの侵害など
 住所、電話番号、クレジットカード番号等プライバシーにかかる事項や個人情報を含むもの。
- (9) 差別・虚偽および根拠の無いうわさなど
 差別的な表現および内容、および根拠の無いうわさや風説を含むもの。
- (10) 猥褻および品位を欠くもの
 ポルノ小説・写真、性的交渉の勧誘等、その他猥褻および品性を欠く内容を含むもの。児童や青少年に対し、その健全な育成を損害する内容を含むもの。
- (11) 有害なウイルスなど
 ソフトウェア・ハードウェア・通信機器等の機能を妨害、破壊、制限し、利用者を混乱させる等の有害なスクリプト・コード・プログラム類を含むもの。
- (12) 上記制限事項に該当するウェブサイトへリンクするもの
- (13) その他、市民塾の講座として提供することが不適切であると事務局が判断する内容を含むもの。

第15条（講座のモニタリング）

事務局は、講座のモニタリングやアドバイスを行うためのコーディネータを会員の中から選定し、市民塾が主催する全ての講座に参加させるものとします。

- 2 コーディネータは、自身が開催する講座以外の講座に参加するものとします。

第16条（著作権）

会員は、市民塾における講座の運営によって新たに得られる成果物に関する、著作権法第27条（翻訳権、翻案権）および同第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を含む著作権の全てを、市民塾に対し無償で許諾するものとします。

2 市民塾による成果物の公表に伴い、第三者より成果物に関し著作権等の侵害請求を含む権利侵害の請求がなされた場合、会員は自己の責任と費用により、紛争の一切を処理解決するものとします。

第17条（個人情報に関する取扱い）

ここにいう個人情報とは、氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、職業など個人を特定する情報、および市民塾のウェブサイトへのアクセス、活動、問合せなどの情報をいいます。なお、個人の特定情報を除く、会員または受講者の年齢、性別、職業等会員の属性を示す情報をもとに作成した統計的な情報は対象外とします。

- 2 会員の個人情報は、当該個人から任意に提供を受けたものとみなします。

3 事務局は、訴訟、調査等法律により要求された場合を除き、会員に無断で会員の個人情報を第三者に開示することはありません。

4 事務局は、会員の個人情報を、市民塾の活動に関するご案内や情報提供に限り、情報を送付する目的のために必要な宛名管理会社、配送会社など必要な第三者に対し開示できるものとします。

5 会員は、自らが管理・運営する講座において、氏名（本名またはハンドル名）、住所（国名、都道府県名のみ）を受講者に対して公開するものとします。

- 6 会員は、自らが管理・運営する講座に参加する受講者の個人情報について、訴訟、調査等法律

により要求された場合を除き、会員に無断で第三者に開示することはできません。

7 会員が市民塾のウェブサイトに登録した講座からリンクされた第三者のウェブサイトに提供されている個人情報の取り扱いについては、各リンク先における個人情報の取り扱いに関する定めに従うものとし、市民塾は一切責任を負いません。

第18条（紛争および損害賠償）

会員が市民塾の活動によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決するものとします。

2 市民塾は、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって市民塾または第三者に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

3 会員が市民塾のウェブサイトを経由して他ネットにアクセスしたり、市民塾を通して他団体と接触した場合であっても、当該会員と他ネットや他団体の関係者、またはその他第三者との間に発生したトラブルについて市民塾は責任を負わないものとし、これに起因して市民塾または第三者が損害を被った場合、会員は市民塾または当該第三者に対し損害を賠償するものとします。

第19条（ウェブサイトの変更、追加、停止）

事務局は会員へ事前の通知、承諾をせずに、ウェブサイトの変更、追加、停止ができ、会員はこれを承諾するものとします。

2 ウェブサイトの変更、追加、停止にともない、会員に不利益や損害が発生した場合でも、会員に対して、市民塾は一切の責任を負わないものとします。

第20条（保証と責任）

市民塾は、会員サービスの提供や運営にあたり、会員の活動が円滑にできるよう十分な注意を払うものとしませんが、プログラムの不具合、機器の故障、回線の異常、電力供給の不安定、天災、事変、火災等の偶発事故、その他不可抗力などにより、会員への事前の通知、承諾なく会員サービスを一時的に停止できるものとします。

2 上記の理由、またはそれ以外の理由により会員の活動が困難もしくは不能となり、当該会員に対し損害が生じた場合であっても、市民塾は当該会員に生じた損害を賠償する責をなんら負わないものとします。

3 市民塾は、解散や合併などに伴う会員サービスの提供中止や活動の停止等により、会員または第三者に直接的または間接的に生じた損害について、賠償の責任を負わないものとします。

第21条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しません。

第22条（会員規約の変更等）

本規約は市民塾の定款に基づき、会員の事前承認なしに追加、修正、変更されることがあります。

第23条（準拠法と管轄裁判所）

本規約は、日本法を準拠法として、それに基づいて解釈されるものとします。

2 会員と市民塾との間で訴訟の必要が生じた場合、市民塾の事務所所在地を管轄する裁判所を会員と市民塾の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（その他）

本規約に定めのない事項に関しては、会員と市民塾間で双方が誠意を持って話し合い、解決するものとします。

附 則

本規約は平成17年12月14日から施行します。